

合併協定書の概要説明

石巻地域合併協議会幹事会幹事長を仰せつかっております 桃生町助役の若山でございます。わたくしから合併協定書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

会場の皆様方には、お手元に配布しております資料の合併協定書をご参照いただきたいと思います。

時間の関係がございますので、要点のみの説明とさせていただきますことを予め、お許し願います。

はじめに、目次をご覧ください。

1の「合併の方式」から次ページの26「新市建設計画」まで、全ての合併協定項目を記載しております。

まず、1の「合併の方式」から5の「財産の取扱い」までは、「合併に関する基本的事項」の5項目でございます。

6の「地域審議会の取扱い」から10の「一般職の職員の身分の取扱い」までの5項目は、「合併特例法によります協定事項」でございます。

「その他の協定事項」として、11の「特別職の職員の身分の取扱い」から枝番を含め48項目、それに「新市建設計画」を加え、全部で59項目の協定項目となっております。

それでは、項目毎の概要をご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

まず、基本的事項の1番目、「合併の方式」は、関係する1市6町を廃止し、この区域で新しい市を設置する新設合併としております。

2番目の「合併の期日」は、平成17年4月1日としております。

3番目の「新市の名称」は「石巻市」とし、4番目の「事務所の位置」につきましては、現在の石巻市役所を本庁舎とする本庁方式を採用しております。

しかしながら、現在の石巻市役所庁舎では狭いので、市役所組織の一部を当分の間、他の町役場庁舎に置く一部分散方式とすることにしております。

また、6町の役場庁舎は総合支所とし、合併後も現在行っている窓口サービスをはじめ、市民生活と関わりの深い業務を行ってまいります。

なお、将来の新市の事務所の位置につきましては、新市において速やかに検討を開始することになっております。

5番目の「財産の取扱い」につきましては、1市6町の財産及び債権債務は、すべて新しい市に引き継ぐことにしております。

次に、「合併特例法」に該当いたします協定項目の6番目、「地域審議会の取扱い」につきましては、合併特例法に規定する地域審議会を設置しないこととしましたが、各地域の特性を生かした個性あるまちづくりを推進し、地域住民の声を行政に反映させ、安心して生活できる地域とするため、合併後、各町単位に（仮称）地域まちづくり委員会を設置することとしております。

2ページをご覧ください。

7番目の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、合併特例法に規定する特例は適用せず、議員定数は、34人としております。

なお、選挙区は設けず、全市一つを選挙区とし市議会議員選挙を行うこととなっております。

8番目の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、新市に一つの農業委員会を置くこととし、1市6町の選挙による委員の中から、合併特例法の規定により、平成17年4月1日から同年7月19日まで在任することができる委員の数は、80人以下となるよう定めることとしております。

なお、合併後最初に行われる選挙による委員の定数は40人とし、四つの選挙区を設け、定数は現在の石巻市、牡鹿町の区域は9人、河北町、雄勝町、北上町の区域は12人、河南町の区域は11人、桃生町の区域は8人とします。

9番目の「地方税の取扱い」につきましては、1市6町で差異のない税目の税率及び納期は現行のとおりですが、差異のある法人市町村民税及び都市計画税につきましては、石巻市の例により合併時に統一することとしております。しかし、合併特例法の規定により合併年度及びこれに続く5年度間に限り、現行の税率を適用し不均一課税としております。

なお、その他の差異のある項目については記載のとおりでございます。

10番目の「一般職の職員の身分の取扱い」につきましては、現在の1市6町の一般職の職員はすべて新市に引き継ぐこととし、新市において定員適正化計画を策定し、その管理の適正化に努めることとしております。

4ページをご覧ください。

つづきまして、「その他の協定事項」として分類しておりますのは、11番目の「特別職の職員の身分の取扱い」から、10ページ25番目の「各種事務事業の取扱い」まででございます。

この項目につきましては、さらに、「25の1 男女共同参画事業」から25ページの「25の34 防犯関係事業」までで、市民生活に直接関わる事項や行政組織、各種計画等に関する事項となっております。

個別の内容につきましては、後ほど、ご確認願います。

協定項目の最後は、26番目の「新市建設計画」でございますが、別添としてこの冊子の中盤以降に綴ってございます。

新市建設計画は、「新市まちづくり計画」として合併特例法に基づき策定したものでありますが、新市の将来ビジョンを示すもので、計画期間は新市誕生年度及びそれに続く10年間で平成27年度までとなっております。

具体の説明は省略させていただきますが、第1章の「序論」からはじまり、第2章では「新市の概要」、第3章「主要指標の見通し」、第4章「新市建設の基本方針」、第5章では「新市の施策」、第6章に「県事業の推進」、第7章の「公共的施設の総合整備」、

そして第8章「財政計画」の構成となっております。

以上が、これまで21回の協議会開催の中で協議が整いました合併協定項目の概要でございます。

本日、改めてこの協定項目の内容に基づき、1市6町の市長・町長に署名・押印をしていただくことをもって、合併協定調印書とするものであります。

大変おおまかな説明となりましたが、これで合併協定書の概要説明とさせていただきます。